

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 13日

滋賀県知事 殿

提出者 積水化成品工業株式会社 滋賀事業所

住 所 滋賀県甲賀市水口町泉1259

氏 名 管理責任者 真鍋 善幸
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0748-62-8701

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

積水化成品工業株式会社 滋賀事業所

事業場の所在地

滋賀県甲賀市水口町泉1259

計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

16 化学工業

②事業の規模

令和6年度出荷高：15,198百万円

③従業員数

133人

④産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙1参照

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	廃油	その他
	排出量	11,420t	200t	11t	47.4t
	(これまでに実施した取組) 汚泥 : 含水率の低減。廃水処理剤変更投資 廃プラ: こぼれ樹脂量の低減、ミスオペレーション防止 廃油、その他: 脱溶剤処方採用				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	廃油	その他
	排出量	11,077t	190t	11t	47t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥 : 含水率の低減。廃水処理剤変更投資 廃プラ : 品種切替の低減、製品の洩れこぼれの低減、規格外品の削減による製品効率のアップ、再資源化の推進。 廃油その他 : 廃溶剤の再利用の検討。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃プラスチック、廃木材、廃金属、その他 それぞれの置き場設定と表示、見回り管理
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、廃プラスチック、廃木材、廃金属、その他 それぞれの置き場設定と表示、見回り管理 古紙化推進

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	-			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t			
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	-			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t			
	(今後実施する予定の取組)				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t			
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	10,278t			
(これまでに実施した取組)					
脱水効率の向上（廃水処理工程の管理強化） 廃水処理方法変更（汚泥量削減）					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	9,970t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)					
汚泥の脱水設備の改善により含水率の低減と汚泥の用途開発の検討					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	-			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	-			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

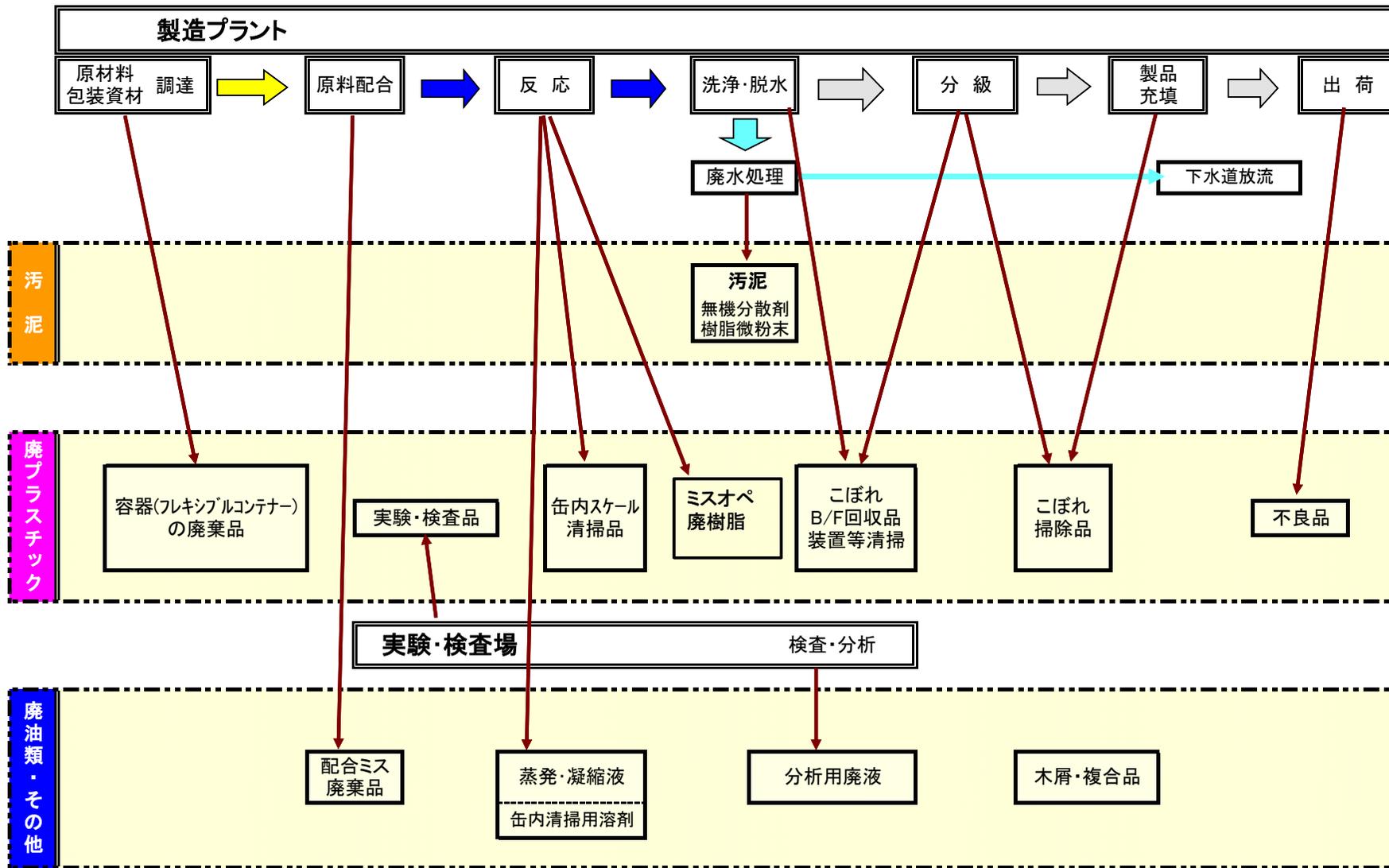
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	廃油	その他
	全処理委託量	1,142t	200t	11t	47.4t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,142t	200t	11t	47.4t
	再生利用業者への 処理委託量	1,142t	196t	11t	47.4t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
<p>汚泥：粉末の低減、廃水処理工程の安定化、監視設備の導入 廃プラ：こぼれ樹脂量の削減、ミスオペレーション防止、有価物化 廃油その他：脱溶剤処方の採用、トルエンボイルの廃止</p>					

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	廃油	その他
	全処理委託量	1,108t	190t	11t	47t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,108t	190t	11t	47t
	再生利用業者への 処理委託量	1,108t	190t	11t	47t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥 : 生産工程の最適化 (品種切替低減・廃水流入樹脂量の削減) 廃プラ : ミスオペレーション防止、製品効率up、有価 (再資源化) 模索 廃油その他 : 脱溶剤処方の採用。 特記 : 2024年度実績対比 3%削減 (廃プラスチックは5%削減)。</p>				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の発生フロー



保安組織 (令和 6年度)

別紙 2

2024. 4. 1

積水化成成品工業(株)滋賀事業所

